



今年もいよいよ残りわずかとなってまいりました。今月号も最新のトピックスをお届けします。

国内動向

① 化審法の第一種特定化学物質に係る追加措置の結論を公表(経済産業省)

経済産業省は、塩素数が2のポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用された製品の規制措置について化学物質審議会安全対策部会における結論を公表した。塩素数が2のポリ塩化ナフタレンが使用されている輸入禁止製品については、塩素数が3以上のポリ塩化ナフタレンが使用されている輸入禁止製品と同様の3種類の製品を輸入禁止製品として指定することが適当であるとした。今後、改正政令案について意見募集が実施される。

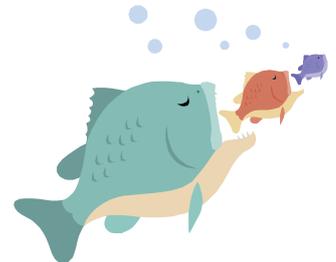
<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151023005/20151023005.html>

<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151023005/20151023005.pdf>

② 第9回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログの結果について(環境省)

環境省は、11月9日から11日まで中国・南京で開催された「第9回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログ」の結果について掲載した。

<http://www.env.go.jp/press/101660.html>



海外動向

① 11物質の認可対象物質リストへの追加についての意見募集を開始(欧州化学品庁(ECHA))

ECHAは11月18日、以下に示す11物質をREACH規則の認可対象物質に追加を検討することを発表し、意見募集を開始した。意見募集の期限は2016年2月18日まで。

- 1,2-Benzenedicarboxylic acid, dihexyl ester, branched and linear
- Cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [1], cis-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [2], trans-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [3] [The individual cis- [2] and trans- [3] isomer substances and all possible combinations of the cis- and trans-isomers [1] are covered by this entry]
- Dihexyl phthalate
- Hexahydromethylphthalic anhydride [1], Hexahydro-4-methylphthalic anhydride [2], Hexahydro-1-methylphthalic anhydride [3], Hexahydro-3-methylphthalic anhydride [4] [The individual isomers [2], [3] and [4] (including their cis- and trans- stereo isomeric forms) and all possible combinations of the isomers [1] are covered by this entry]
- Lead monoxide (lead oxide) • Orange lead (lead tetroxide) • Pentalead tetraoxide sulphate
- Sodium perborate; perboric acid, sodium salt • Sodium peroxometaborate
- Tetralead trioxide sulphate • Trixylyl phosphate

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-consults-on-11-substances-to-be-proposed-for-authorisation

<http://echa.europa.eu/addressing-chemicals-of-concern/authorisation/recommendation-for-inclusion-in-the-authorisation-list>

② 「2016-2018年加盟国ローリングアクションプラン(CoRAP)」の草案を公表(ECHA)

ECHAは10月28日、「Draft Community Rolling Action Plan(CoRAP) update for years 2016-2018」を公表した。草案によれば、138物質が加盟国による評価対象になり、そのうち53物質は新たな選定物質となる。これらはヒト健康影響、あるいは環境リスクを有することが疑われる物質を含む。最終案は2016年3月に採択される。

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/draft-corap-to-evaluate-138-substances-in-2016-2018-published

http://echa.europa.eu/documents/10162/13628/corap_2016_2018_en.pdf



特集 ⑤② : 労働安全衛生法対応: 化学物質のリスクアセスメント指針 その1

先月号で紹介したとおり、労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成26年6月に公布され、平成28年6月1日から一定の危険有害性のある物質(640物質)について、取扱い事業者によるリスクアセスメントが義務となる。今月号から、9月18日公示の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」について解説する。

指針の中で、事業者が実施すべき内容や、実施体制、実施時期、リスクアセスメントの具体的な方法等が示されている。今月号では、まず事業者が「実施すべき内容(指針の3.実施内容)」について述べる。

事業者は、次の①から③及び⑤にあげる事項を実施しなければならない(義務)。また、④については実施するよう努めなければならない(努力義務)。

① 化学物質等による危険性又は有害性の特定(義務)

② リスクの見積り(義務)

危険又は健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)及び当該危険及び健康障害の程度(重篤度)の見積りの方法

③ リスク低減措置の内容の検討(義務)

④ リスク低減措置の実施(努力義務)

⑤ リスクアセスメント結果の労働者への周知(義務)

④のみ努力義務であり、リスクアセスメントの内容と結果は労働者へ周知する義務がある事に注意する必要がある。

化学物質を取扱う事業場の皆さまへ
**労働災害を防止するため
リスクアセスメントを実施しましょう**
労働安全衛生法が改正されました(平成28年6月1日施行)

一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について
1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

<リスクアセスメントとは>
化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

<対象となる事業場は>
業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。
製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象物質>
事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート(SDS)の交付義務の対象である640物質です。
640物質は以下のサイトで公開しています。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx
職場のあんぜんサイト SDS 検索
対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

あなたの職場でも化学物質を使っていませんか?
リスクアセスメントのやり方を見ていきましょう

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

図1 厚生労働省資料より

お知らせ

○「混合物のSDS・ラベル作成の基礎とグレーゾーン解決のコツ」セミナーの開催

平成28年1月28日(木)、東京、きゅりあん(品川区大井町)において開催されるセミナー

「改正安衛法対応 混合物のSDS・ラベル作成の基礎とグレーゾーン解決のコツ」で吉川

職員が講師を務めます。 <http://www.science-t.com/st/cont/id/24654>

○「厚労省指針の本質からの解釈と化学物質関連企業の具体的対応法」セミナーの開催

平成28年1月29日(金)、東京、きゅりあん(品川区大井町)において開催されるセミナー「改正安衛法とリスクアセスメント義務 厚労省指針の本質からの解釈と化学物質関連企業の具体的対応法」で片桐職員及び北村職員が講師を務めます。 <http://www.science-t.com/st/cont/id/24670>

○ICH-M7セミナーの開催

平成28年1月29日(金)、東京、KGDホール(港区浜松町)において開催されるセミナー「ICH M7ガイドライン(Step 5、和訳版)による医薬品中不純物の変異原性評価の方法と判断 QSAR Expert Reviewと情報調査の実践」で菊野職員が

講師を務めます。 <http://www.science-t.com/st/cont/id/24757>

ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル7F

安全性評価技術研究所 研究第二部

Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)

URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@cerij.jp

